

文 藝 鑑 査 押 印 欄				
文書取扱員	部 長	所 属 長	係 長	係 員
○ 瀬井	○	○	○ 本田	○ 吉川

6宗農第2257号
令和7年3月12日

宗像市監査委員 山下 稔 様
宗像市監査委員 北崎 正則 様

宗像市長 伊豆 美沙 様
(産業振興部農業振興課)



定期監査の結果に基づく措置状況について (報告)

令和7年3月3日付6宗監第182号で通知のあった標記の件について、別紙のとおり報告します。



208845

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

（別紙）

（農業振興課）

定期監査実施日：令和6年2月5日

監査対象年度：令和5年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 支出命令の決裁区分について 宗像市会計事務規則第65条第2項の規定によれば、支出命令の支出区分が資金前渡である場合、決裁の専決区分は部長であるにもかかわらず、課長決裁で処理されているものが見受けられるため、規則に基づき適正に事務処理されたい。</p> <p>(2) 中山間地域等直接支払交付金に関する事蹟について 宗像市中山間地域等直接支払交付金交付要綱第3条によれば、集落協定の代表者からの交付申請は当該年度の6月30日までに提出するよう定められているが、実際に集落から提出された交付申請は期限を過ぎて提出されているものが見受けられるため、要綱に基づき適正に事務処理されたい。</p>	<p>(1) 支出命令の決裁区分について 当該規則に基づいた決裁区分で支出命令を行い、適切に事務処理いたしました。</p> <p>(2) 中山間地域等直接支払交付金に関する事蹟について 令和6年度の交付申請については、当該要綱に基づき、6月30日までに集落協定の代表者から提出を受け付け、適切に事務処理いたしました。</p>